

令和4年度 計量棟用 FA パソコン等賃貸借契約（長期継続契約）

委託者 那覇市・南風原町環境施設組合（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○○○○○○○（以下「乙」という。）との間で別紙記載の賃貸借契約条項に基づき、下記の物件に関し、次のとおり賃貸借契約を締結する。

- 1 賃貸借物件 FA パソコン 2 台、レーザープリンタ 1 台
- 2 物件明細 別紙「機器明細」のとおり
- 3 契約期間 令和4年9月1日から令和9年8月31日まで（60ヶ月）
- 4 契約金額 総額 ○○○,○○○円（うち消費税額 ○○,○○○円）
(内訳)

令和4年度（令和4年9月1日～令和5年3月31日）	○○○,○○○円（消費税込み）
令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）	○○○,○○○円（消費税込み）
令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）	○○○,○○○円（消費税込み）
令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）	○○○,○○○円（消費税込み）
令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）	○○○,○○○円（消費税込み）
令和9年度（令和9年4月1日～令和9年8月31日）	○○○,○○○円（消費税込み）

- 5 物件の納品場所 那覇市・南風原町環境施設組合（南風原町字新川 650 番地）

本契約の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を所有する。

令和4年 月 日

甲 南風原町字新川 650 番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城間幹子

乙 ○○○○○
○○○○○
○○○○○

賃貸借契約条項

(目的)

第1条 乙は、本契約に定める条項に従い計量棟用 FA パソコン等賃貸借契約書に定める物件を甲の使用に供するものとし、甲はその給付の対価として、乙にその代金を支払うものとする。

(賃貸借期間)

第2条 物件の賃貸借期間は、計量棟用 FA パソコン等賃貸借契約書に定める期間とする。

2 本契約に定める事由による場合のほか賃貸借期間満了前に解約することはできないものとする。

(賃貸借料)

第3条 物件の賃貸借料は、計量棟用 FA パソコン等賃貸借契約書に定める料金とする。

2 賃貸借料金の期間は各月の初日から月末の 1 カ月とする。

(賃貸借料の支払い)

第4条 使用料の支払いは、各月分割払いとし、乙は、計量棟用 FA パソコン等賃貸借契約書に定める月額料金を当該月終了後に請求するものとする。

2 甲は乙の適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に月額料金を乙に支払うものとする。

3 乙は甲の故意又は重大な過失により、物件に損害を与えたときは、甲に対してその賠償を請求することができる。

(消費税)

第5条 甲は賃貸借料金に係る消費税額に相当する金額（以下消費税という）を乙へ支払うものとする。

2 支払いの方法については、第 4 条に基づき支払うものとする。

(物件の所有権)

第6条 物件の所有権は、契約期間中は乙に帰属する。

2 甲は契約期間において、この契約による権利を他に譲渡したり、乙に書面による承諾なしに、物件を第 3 者に転貸したり物件に対する乙の所有権を侵害する行為をしてはならない。

3 賃貸借期間満了後において、甲は乙へ機器を返却する。

(保険)

第7条 乙は物件に対し自己の負担で損害保険を付するものとする。賃貸期間中、この物件について保険の対象となる事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに乙が保険金受取等に関して必要とされる一切の書類資料等を乙に交付する。

2 甲はなんらかの事由により物件が滅失したり盗難にあうなど甲が物件の占有を失ったときや、また物件が棄損して修理不能となったときは、甲は乙に時価価格を限度として遅滞なく損害金を支払うものとする。但し、乙が当該損害について前項の保険金を受領した時は、その金額を限度として甲は乙に対する損害金の支払いを免れるものとする。

(物件の使途・保全)

第8条 甲は物件を本来の用法に従い、その通常業務のため善良な管理者の注意をもって使用する。

(物件の保守)

第9条 物件の保守及び操作方法の指導については、乙が行うものとする。

2 物件が故障した場合は、甲の要請により、乙は速やかに社員を派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

(物件の納品)

第10条 物件の納品場所は、計量棟用 FA パソコン等賃貸借契約書のとおりとする。

2 甲が物件の納品場所を変更する場合、甲は物件の納品場所を変更する旨を事前に乙に通知するものとする。

3 乙が甲の指示によって納品場所変更の作業を実施した場合の費用は甲の負担とする。但し、納品場所変更の作業が簡易な場合はこの限りではない。

(機密の保持)

第11条 乙は業務上知り得た甲の機密について、第三者に漏洩してはならない。

(契約の違反)

第12条 甲及び乙は、相手方がこの契約の責務を履行しない場合は、相手方に催告を行ったのち、書面によってこの契約を解約することができる。

2 甲が次の各号のいずれかに該当するときは、乙は書面によつていつでもこの契約を解約することができる。なお、この場合乙が賃料等の未収債権の確保及び装置の保全等に要する費用は甲の負担とする。

(1) 甲が本契約の条項に違反したとき。

(予算の減額又は削除に伴う特約)

第13条

この契約は、那覇市・南風原町環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成22年那覇市・南風原町環境施設組合条例第1号）第2条第1項第2号の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結日が属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約の変更又は解除することができる。

2 乙が、前項の規定による契約の変更又は解除により損害をうけることがあっても、甲は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

(管轄裁判所)

第14条

本契約に関する紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第15条

本契約に定めなき事項または本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上円満に解決するものとする。

以上

別紙

機器明細

No.	品名	型番	数量	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				